

意見提出手続

令和3年7月15日

市民の皆様へ

旭川市長 西川 将人

「初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における小児科の診療時間の変更案」に対する意見等の募集について

夜間、休日等（土曜日、日曜日、国民の祝日及びその振替休日、年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）並びに8月15日）における小児科の初期救急診療については、現在、在宅当番医制による開業医療機関のほか市立旭川病院内の旭川市夜間急病センターで行っています。

しかしながら、昨今、当番協力医師等の高齢化や新たに開業する医療機関が増えていないなどの理由から在宅当番医制に協力できる医療機関が少なく、医師を始めとする医療従事者への大きな負担が課題となっています。

本市では、今後も市民の健康と生命を守るため、初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）を維持していくことが重要と考えており、持続可能な制度となるよう小児科在宅当番医の診療時間の変更を検討しています。

つきましては、この変更案に対する市民の皆様の御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

令和3年7月15日（木）～令和3年8月16日（月）

2 意見募集のテーマ

「初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における小児科の診療時間の変更案」に対する意見、提言など

3 意見の提出先と問合せ先

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階

旭川市保健所保健総務課

電話：(0166) 25-6354 FAX：(0166) 26-2912

電子メール：hokensoumu@city.asahikawa.lg.jp

4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は日本語のみとします。）

- (1) 郵送又は持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - * 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
 - * 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
 - 各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）
 - * 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りのうえホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～「意見書」を御覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～「初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における小児科の診療時間の変更案」と記載してください。

5 意見提出手続の結果について

お寄せいただいた御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします。公表に関する書類は、保健総務課（第二庁舎5階）、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページでもお知らせします。

(<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>)

お寄せいただいた御意見は、公表します。（氏名・住所等の個人情報は除きます。）

初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における小児科の診療時間の変更案について

初期救急医療体制のうち、休日等（土曜日、日曜日、国民の祝日及びその振替休日、年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）、並びに8月15日）における小児科の救急診療について、令和3年11月1日から在宅当番医による診療終了時間を1時間繰り上げます。

1 小児科の在宅当番医の診療時間の変更内容

小児科の在宅当番医の診療時間は、現在、土曜日は13時から18時まで、休日等は9時から18時までとなっていますが、土曜日は13時から17時、休日等は9時から17時に変更します。

【在宅当番医（小児科）の診療時間】

	現 在	変更後
土曜日	13時 ～ 18時	13時 ～ 17時
休日等	9時 ～ 18時	9時 ～ 17時

なお、在宅当番医による診療終了時間が1時間繰り上がりますが、18時からは市立旭川病院での小児科夜間急病外来を受診していただけるほか、重症救急患者に対する公的医療機関（市立旭川病院、旭川赤十字病院、旭川厚生病院、旭川医療センター、旭川医科大学病院）の輪番制による24時間体制の二次救急医療については、変更はなく、医療提供体制は確保されていますので、これまでどおり安心して医療を受けることができます。

2 初期救急医療体制を変更するに至った経緯

(1) 初期救急医療体制の現状

本市では、市民の健康と生命を守るため、開業医療機関の協力を得て、夜間、休日等における比較的軽症の急病患者に対する診療体制を確保しています。

昭和52年に在宅当番医制により開業医療機関が診療を行う現在の体制が始まり、初期救急医療のうち小児科については、土曜日は13時から18時まで、休日等は9時から18時まで診療を行っています。

また、18時（平日は19時）から22時まで開業医療機関等からの医師の派遣により市立旭川病院で、22時から翌朝8時（平日は7時30分）までは旭川市夜間急病センター（市立旭川病院内）で診療を行っています。

(2) 在宅当番医制の課題と見直し

本市の初期救急医療体制は、旭川市医師会、開業医療機関等の理解と協力の下に運営され現在に至っていますが、昭和52年の開始以来40年余りが経過する中で、初期救急医療体制を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうしたことから、平成26年4月から、18時から22時までの小児科の診療方法を開業医療機関による在宅当番医制から、開業医等の派遣により市立旭川病院で行う方法に変更しました。また、平成27年には、旭川市医師会から、初期救急医療体制のうち内科、小児科及び外科の在宅当番医の診療時間の短縮について要望があり、体制維持を目的として平成30年12月から内科及び外科の診療時間の1時間短縮を実施するなど、医師等の負担軽減を図ってきたところです。

このたび、小児科についても、医師の高齢化、新規開業医が増えないこと等による、当番医療機関の負担が大きく、現在の体制を維持していくためには見直しが必要とのことから、休日等における小児科の在宅当番医による診療時間の終了時間を1時間繰り上げることにについて要望がありました。

(3) 初期救急医療体制の見直しの考え方

現在、国においては、医療の質や安全を確保する視点から長時間労働の実態がある医師の負担軽減を図り、その結果として地域医療体制を維持していこうとする「医師の働き方改革」の取組が進められています。

本市においても、日中の通常診療に引き続き当番医としての勤務や、夜間、休日等の変則的な勤務、また、旭川市医師会からの要望等を考慮した場合、今後においても初期救急医療体制を確保し、地域医療を維持していくためには、医師はもとより診療に携わる関係者の負担を軽減していく必要があります。

このため、これまで旭川市医師会とは、今後においても初期救急医療体制を確保していくことを確認し、現在の体制を可能な限り継続できるよう協議を行ってきました。

その結果、小児科についても、内科、外科と同様に在宅当番医による休日等の診療時間の終了を1時間繰り上げて医師等の負担を軽減することで、引き続き在宅当番医制に協力していくことが可能であるとのことから、初期救急医療体制の要である在宅当番医制を維持していくため、診療時間の変更を行うこととしました。

3 初期救急医療体制の確保に当たって

社会情勢が変化していく中で、今後も在宅当番医制を維持し、初期救急医療体制を確保していくためには、救急診療に対する市民の皆様の御理解と御協力が不可欠です。

夜間、休日等の救急診療は、急病に対し応急措置を行うためのもので、在宅当番医は、夜間、休日等における専門医療機関ではありません。

急に身体の具合が悪くなったなど、緊急性の高い場合を除き、できるだけ通常の診療時間にかかりつけ医や近隣の医療機関を受診するなど、医療機関を適切に受診することが必要です。

今後も、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、医療機関との連携を図り、将来にわたり安心して医療が受けられるよう、初期救急医療体制を確保してまいります。